

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成22年5月27日(2010.5.27)

【公開番号】特開2008-262065(P2008-262065A)

【公開日】平成20年10月30日(2008.10.30)

【年通号数】公開・登録公報2008-043

【出願番号】特願2007-105368(P2007-105368)

【国際特許分類】

G 03 G 15/00 (2006.01)

B 65 H 3/08 (2006.01)

【F I】

G 03 G 15/00 5 5 0

B 65 H 3/08 3 1 0

【手続補正書】

【提出日】平成22年4月8日(2010.4.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートに画像を形成する画像形成部を有する画像形成装置において、  
振動発生源と、

前記振動発生源を保持する保持部材と、

前記保持部材に形成された挿通穴に、前記挿通穴の内壁面に接触することなく挿通されて前記振動発生源に圧接する弾性部材により形成された防振部材と、

前記保持部材と前記防振部材と前記振動発生源とを一体的に固定する固定部と、を備え、

前記防振部材は、前記保持部材の前記振動発生源の保持面と反対側の面に係止する係止部と、前記保持部材に形成された挿通穴に、前記挿通穴の内壁面に接触することなく挿通され、前記振動発生源に圧接する前記挿通穴の径よりも小径の本体部とを有することを特徴とする画像形成装置。

【請求項2】

前記保持部材の前記振動発生源の保持面と反対側の面に、前記保持部材の挿通穴と連通し、前記防振部材の本体部が内壁面に接触することなく挿通される挿通穴を有する突出部を前記保持部材と一体に形成し、前記防振部材の係止部を前記突出部に係止させることを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項3】

前記防振部材の本体部の径は前記突出部に設けられた挿通穴の径よりも小径であることを特徴とする請求項2記載の画像形成装置。

【請求項4】

前記保持部材の前記振動発生源の保持面と反対側の面に、前記保持部材の挿通穴と連通し、前記防振部材の本体部が内壁面に接触することなく挿通される挿通穴を有し、前記防振部材の係止部と係止する突出部材を設けたことを特徴とする請求項1記載の画像形成装置。

【請求項5】

前記防振部材の本体部の径は前記突出部材に設けられた挿通穴の径よりも小径であるこ

とを特徴とする請求項 4 記載の画像形成装置。

【請求項 6】

前記突出部材を交換可能に設けたことを特徴とする請求項 4 又は 5 記載の画像形成装置。

【請求項 7】

前記突出部材と前記保持部材の弾性率は異なることを特徴とする請求項 4 乃至 6 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 8】

前記固定部は、前記防振部材の本体部の前記係止部よりも振動発生源側部分に係合して前記防振部材を前記振動発生源に圧接させて固定することを特徴とする請求項 1 乃至 7 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。

【請求項 9】

前記振動発生源はファンであり、前記振動発生源と前記保持部材との間には、シール部材が設けられていることを特徴とする請求項 1 乃至 8 のいずれか 1 項に記載の画像形成装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

本発明は、シートに画像を形成する画像形成部を有する画像形成装置において、振動発生源と、前記振動発生源を保持する保持部材と、前記保持部材に形成された挿通穴に、前記挿通穴の内壁面に接触することなく挿通されて前記振動発生源に圧接する弾性部材により形成された防振部材と、前記保持部材と前記防振部材と前記振動発生源とを一体的に固定する固定部と、を備え、前記防振部材は、前記保持部材の前記振動発生源の保持面と反対側の面に係止する係止部と、前記保持部材に形成された挿通穴に、前記挿通穴の内壁面に接触することなく挿通され、前記振動発生源に圧接する前記挿通穴の径よりも小径の本体部とを有することを特徴とするものである。